

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	梶原町 39405
地域名 (地域内農業集落名)	梶原西地区 (仲間、下西の川、竹の藪、広野、宮野々、上成、松谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	20 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	20 ha
② 田の面積	15 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化が進み、営農の継続が難しくなりつつある。営農の維持を行うには、集落営農などの耕作者組織が必要であるが確保にいたっていない。集落活動センターでは、ジビエカーを導入するなど有害鳥獣の捕獲の推進に取り組んでいる。

個人の水稻作業受託者もいることから集落営農組織の設立は可能と考えており、今後の課題は、集落営農組織の立ち上げについての検討と、それに伴う新たなオペレータの育成が急務となっている。

若い世代の担い手育成については、中山間地域等直接支払制度を活用した集落活動センターや集落による営農の維持活動を継続していくことが重要である。

【地域の基礎的データ】
 認定農業者:2人(うち50歳以下0人)、集落活動センター:1組織
 主な品目:水稻、ミョウガ、米ナス、ユズ

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

町単独事業を活用しながら生産基盤の整備が進んでいる地区であるが、高齢化により徐々に耕作放棄地が発生するなど耕作面積が減少傾向にある。その中で、個人で水稻作業を受託する者も多くいるため、その活動をより強固にするために集落営農組織の立ち上げ、オペレータの育成、耕作放棄地についてはユズの導入などを検討する必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地の貸借がスムーズに進められるように農業委員会や町、JAが連携して営農維持が困難になった農地の効率的な利用につなげる。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	6.33	%	将来の目標とする集積率
			18.3 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
遊休農地の増加が見込まれており、集落営農組織も存在しない地区であるが、個人で水稲作業を受託するものもあり、新たな担い手の育成を行いながら農用地の集約を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
耕作放棄を防止するため、町及びJA、農業委員会が連携し、新たな担い手への斡旋やユズや栗などの導入を支援する。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
営農継続が困難となった農業者の意向を踏まえ、担い手との貸借に活用をする。
(3) 基盤整備事業への取組
担い手のニーズと地域の農業者の意向を踏まえ、基盤整備事業の活用を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
担い手を育成していくために、集落、町、JA及び農業振興センター等が連携し、地域内外からの担い手募集、相談から定着まで切れ目のない支援を行う。 町の基幹品目の担い手については親元就農に取り組み担い手の育成を行う。 集落活動センターの取り組みの一つとして集落営農を位置付けて地域の農業の担い手として水稲生産などを担っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
水稲作業は受託可能な農業者に委託し遊休農地の解消に努める。また、ユズ栽培については、労力不足の圃場の収穫作業をJA青壮年部等に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカなどの鳥獣による被害が広がらないように防止柵を設置するとともに、地域内外から捕獲人材の確保と育成に努める。
- ⑤ユズについては、有機栽培として馬路村農協と契約栽培をしているが、今後は、それ以外の取引も検討していく。
- ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用し共同活動を行い営農の継続を行っていく。
- ⑧担い手の営農や農業担う者の状況などを考慮し、出荷・調製施設、農業用施設を整備し作業の集約化を進めていく。
- ⑨刈り取りが終わった稲わらについては、町内畜産農家に積極的に活用してもらい再利用を行う。

